

原告第2準備書面

令和6年(ワ)第27000号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 市田忠義

原告第2準備書面

2025年2月28日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦

同 平 裕介

同 伊藤 建

同 堀田 有 大

原告は本書面で、前回期日に裁判所から釈明を求められた事項について釈明をするとともに、原告の主張について補足をする。

一 釈明

被告の準備書面（1）5頁の3（2）につき、認める。

原告は、当該記者会見において、被告がここで引用する通りの発言をしている。

二 原告の主張の補足

前回期日に被告から、

“『事実』か『論評』かについて、審理の途中で裁判所から見解を明らかになさらないのか？”

という趣旨の発言があった。

しかし、“『事実』か『論評』か”が問題になり得る場合があり得るとすればそれは、「党内をかく乱する」という文言が、原告に関する被告の発言である場合である。

しかるところ、本件請求は、被告が演説において、
“『党内をかく乱するためには値段を安くしましょう』と原告が言った”
ということが不法行為の内容となっているのである。

つまり、「党内をかく乱するために」と、原告が言ったことにされているのである。

かように、「党内をかく乱する」と原告が言ったことにされている以上、被告の発言が事実なのか論評なのかという問題が出てくる余地はない。

以 上